

プロポーザルに関する質問について

質問文については基本的に原文をそのまま記載していますが、文末表現等や誤字、質問者が分かる表現等については適宜修正しております。

3/10 回答

受付順

No.	項目	内容	回答
1	教員が指導員に入る可否について	指導員リストに現役の公立学校の教員（公務員）が参加することは可能でしょうか。	現役の教員が携わることは可能です。ただし、従事するにあたっては勤務校の管理職に相談いただくとともに、勤務校を所管する教育委員会のルールにしたがってください。
2	部員の勧誘について	現役の公立学校の教員（公務員）が現在指導している（過去にしていた）教え子に対して「新たに地域クラブを創設するので、みんな入りましょう」と児童・生徒・保護者に勧誘する行為は認めていただけますでしょうか。	現在指導している部活動（クラブ）の責任者と相談いただいたうえで、問題なければ、可能。ただし公務員としての職務専念義務や個人情報管理については、十分注意すること。
3	小学校児童の中学校活動の参加について	小学6年生の児童が中学生の大会の参加に向けて活動している場合について、登録者5名に含まれますか。※大会団体種目において参加規約が中学生以下と定められている場合、小学生の参加が認められるため。	本事業の趣旨は池田市立中学校の部活動の地域展開にあるため、委託要件の5名確保については池田市に在住在学の中学生を想定しており、小学生や他市の中学生は含まないもの。（小学生と一緒に活動すること自体は妨げない）
4	仕様書 2 イ（8）	受託者が寄附や協賛金を受領することは妨げない、とのことだが、ベースの会費を廉価で抑えるために、何かしらのプレミアムを付けた高い会費のプランを別途設定することは可能か。	会費については、各クラブで設定するもの。料金体系については、参加者に説明できるものであれば特色ある会費設定も問題ないと考えている。
5	仕様書 2 ア（3）	当方は「まちづくり」部であり、活動が多岐にわたるが、社会教育士は専門家としての資格になり得るか。また、他に専門的な資格となり得ると想定されるのはどのようなものと認識されているか。	資格については、種目ごとの指導資格を想定しているが、資格の内容について、市教委で内容の把握が難しいものは、別途ヒアリングをし、取得過程で指導ノウハウ等を学んでいるのであれば、指導者資格としてみなすことも考えるもの。
6	仕様書 2 ア（7）	関係者は、指導者も参加者もどちらも必ず保険に加入とのことだが、保険は、説明会の際に示されたものが指定であるかどうか。	説明資料等ではスポーツ安全保険を提示しているが、仕様書記載のとおり、各クラブで独自に保険会社を選定することは妨げない。ただし、仕様書記載の保険内容は必ず満たすこと。
7	仕様書 2 ア（7）	将来的な展望として、中学校で活動したメンバーが高校・大学となった際に中学生のメンター的な存在になってもらいたいと考えている。その際、入る保険は指導者側であるべきかどうか。	指導者として従事する場合は、仕様書のとおり賠償責任保険に加入すること。また、参加者の扱いではないものの、指導者についても傷害保険の加入をお願いするもの。
8	要項 6（3）	提出書類に、「団体の規則などがわかるもの」、とあるが、これは、通常別の活動をしている団体の1事業として部の運営を行う場合、団体の定款・規約よりも、部の定款・規約を作成することが必要か。	本資料の趣旨については、地域クラブがルールに基づいて運営されている・されるものを確認するためのものであり、すでに活動している団体の定款・規約を準用するのであれば、当該団体のものを提出いただきたい。既存団体の定款（規約）とは異なる新たな事業展開を検討されているのであれば、新たな定款（規約）を提出いただきたい。
9	要項 6（3）	上記の質問と同様に、予算書、決算書の提出についても、部のもははまだ存在しないため、団体のもので良いかどうか。	本資料の提出の趣旨は、各団体の活動実態（活動予定）を確認するためのもの。上記設問と同様に申請団体の1事業として実施するのであれば、当該団体の決算書を提出いただきたい。すでに活動している団体とは切り分けて新たな事業展開を検討されているのであれば、新クラブの予算書を提出いただきたい。
10	要項 6（3）	保有資格調査書については、免許証や単位取得証明の写しを添付して提出することが必要か。	様式 4 については、指導に係る資格の把握を趣旨としており、指導に関連しない諸資格については記載不要。